

# 京和ガスからのお知らせ

## 2022年1月 経過措置料金規制解除に伴う約款等の主な変更内容のお知らせ

当社は、2022年3月1日付の経過措置料金規制解除に伴い、一般ガス供給約款および以下の対象約款を変更いたします。

なお、いずれの約款においても、料金表は変更ございません。  
また、この変更に伴う、お客さまによるお手続きは不要です。

### 1. 変更理由

ガス事業法の改正に伴い、2017年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施される中、当社の一般ガス供給約款は、料金やその他供給条件に対する規制が継続することとされていましたが、2022年3月1日より、その規制が解除されることとなったため変更いたします。

### 2. 変更内容

- 一般ガス供給約款をガス小売供給約款と一般料金プラン定義書に改編いたします。

一般ガス供給約款【廃止】 ➡ ガス小売供給約款<sup>※1</sup>【変更】

※1ガスを供給する上で共通の決まり事が記載されております。

➡ 一般料金プラン定義書<sup>※2</sup>【新設】

※2適用条件や基本料金、単位料金などが記載されております。

- ガス小売供給約款の主な変更内容

項目	変更内容
①内管工事(ガス工事)	内管工事は原則、ガス導管事業者が実施するものであるため、関係する規定を削除いたします。
②単位料金調整	単位料金の調整における平均原料価格の上限を定めた規定を削除いたします。
③書面交付義務	ガス事業法に基づく契約締結時および契約締結後の書面交付義務について規定いたします。
④承諾の条件	料金のお支払いが確認できない等の理由により、お客さまのお申し込みを承諾できない場合について規定いたします。
⑤供給停止	支払期限日経過後に、供給停止15日前と5日前に予告を行った上で供給停止を実施する旨を規定いたします。
⑥変更時の取扱い	約款を変更することがある旨、その適用時期、公表方法(当社ホームページに掲載)および供給条件の説明方法(変更しようとする事項のみを、書面の交付やインターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法で説明)を規定します。変更後の約款に異議がある場合、お客さまは解約することができる旨を規定いたします。
⑦反社会的勢力の排除	反社会的勢力の排除について規定いたします。

※変更後の約款等はこちら(2022年3月1日実施)

- ・ [ガス小売供給約款](#)
- ・ [一般料金プラン定義書](#)
- ・ [配布チラシ](#)

### 3. その他

経過措置料金規制の解除に伴い、当社供給区域におけるお客さまが、当社を含むいずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しなかった場合の供給条件として、最終保障供給約款が設定されます。(ガス事業法第51条)

※最終保障供給約款についてはこちら(2022年3月1日実施) ・ [最終保障供給約款](#)

### 4. Q&A

**【Q1】 この書面の目的は何ですか？**

**【A1】** ガス事業法の改正に伴い、2017年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施される中、当社の一般ガス供給約款については、料金その他供給条件に対する規制が継続することとされてきました。

2022年3月1日より、その規制が解除されることとなったため、これまでの一般ガス供給約款を規制対象外の自由料金であるガス小売供給約款及び一般料金プランへ改編いたします。

**本書面は、当社と小売供給契約を締結している全てのお客さまに対し、説明義務・書面交付義務を果たすために行うものです。**この改編でお客さまの料金表や支払い方法等の変更はございませんので、ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

**【Q2】 一般ガス供給約款を改編することで料金は変更になりますか？**

**【A2】** 改編しても一般ガス供給約款と同じ料金表ですので、料金表上では値上げになることはありません。その他の料金プランも、今回の変更に伴う料金表上の変更はございません。

**【Q3】 先月も同じ書面が届いたのですが、なぜですか？**

**【A3】** 同様の書面を送付いたしまして申し訳ございません。ガス事業法(14条、15条)及び国の審議会における見解から**変更前に2回**(1月検針、2月検針)、**変更後に1回**(3月検針)、お客さまへ書面を送付する必要がありますので、同様の書面を送付させていただいております。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。